

## 第 21 期第 5 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 3 年 5 月 25 日 (火) 午後 1 時 55 分から午後 2 時 45 分

場 所 波止場会館 3 階「中会議室」

### 議 題

#### 1 協議事項

(1) 令和 2 年度増殖実績及び令和 3 年度目標増殖量等について (資料 1)

(相模川漁連、湯河原観光漁協)

(2) 多摩川におけるしじみ採捕の承認について (資料 2)

(3) 多摩川におけるしじみ採捕の実施結果報告及び同採捕の承認について

(資料 2-2)

#### 2 報告事項

(1) 令和 3 年のアユの遡上状況について (資料 3-1、2)

#### 3 その他

(1) 令和 3 年 8 月の委員会開催日程について

(2) その他

#### [配付資料]

海生研ニュース No. 150

水産神奈川 557 号

### 出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、細川 孝、本多 菊男  
遊漁者委員 長塚 徳男  
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 小川 G L、中川技師

## 議 事

滝口事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様のお出席状況でございますが、本日は委員 10 名中、9 名の御出席をいただいております。漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしく願いいたします。

議長

それではただいまから第 5 回の委員会を開会します。

(井貫会長)

本日の委員会におきましても、会議時間を短縮するため、事前に事務局から資料を送付されておりますので、資料説明については原則省略したいと思いますので御協力をお願いします。

本日の議題は協議事項が 3 件、報告事項が 1 件とその他となっております。ではまず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。本多委員と安藤委員、よろしく願いします。

両委員

(了 承)

議長

それでは議事に入ります。

まず協議事項(1)の「令和 2 年度増殖実績及び令和 3 年度目標増殖量等について」を議題とします。事務局、水産課から補足ありますか。

特に補足はないということで、では最初に相模川漁連の内共第 1 号、第 2 号及び第 18 号の令和 2 年度の増殖実績と令和 3 年度の目標増殖量について、議題とします。何か御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

安藤委員

内共第 1 号ですけれども、真ん中あたりに漁場の消滅とあるのですが、これは具体的にはどのあたりのことなんでしょうか。

萩原委員

このフナの放流場所というのが、河川敷の中に池が我々の管理区域の中に 5 つございまして、その 5 つの内の 1 か所が本流の水に呑み込まれて下流部が流出してしまったんですね。ですから放しても下から抜け出してしまうという状況になりました。

議長

よろしいですか。

安藤委員

埋まったというのではなく、下流が切れてオープンになったからフナの放流に適さない。

萩原委員

もう消滅したということで 1 個潰しました。

安藤委員

そこは直すとかとはなくて、もうそこは終わり。

萩原委員

状況としては、本流が池の前を流れてくるんですね。その横にその池を作っておりますけれども、上流から本流の水が入りまして、下流部のいわゆ

る埋めてあった部分が、流出してしまったんですね。ですから、これを復旧するには相当のお金がかかるということで、一応これについては消滅させようということで廃止をいたしました。

安藤委員

具体的にはどこですか。

萩原委員

相模原市中央区の久所のところに堰がございます。堰の上流ですね。

安藤委員

通称、何と言われているところですか。

萩原委員

葉山の池というふうに言っています。

安藤委員

分かりました。目標増殖量に関係してくるのですが、今のお話で5か所の内、1か所が今後やらないということになると、放流量を今後、目標増殖量として3年度は5分の4にするのか、それとも1池当たりを増やすのか。

萩原委員

1池当たりを増やすという計算でやっています。

安藤委員

分かりました。

議長

他に何かございますか。

安藤委員

手長えびの実績ですが、これは少ないというよりゼロということで、それで業者さんが見つからないという理由が書いてあるんですが、これは3年度については、業者さんが見つかる見込みはあるのでしょうか。

萩原委員

そういう形での努力はするんですけども、結局、荷がございませぬ。そういう状態ですね。ですから、荷はございませぬから、お願いしても荷が届かない、そういう状況です。2、3年前までは放してはいたんですけども、それから段々と荷がなくなってきましたね。

安藤委員

そうすると、2、3年前までは、出してくれる業者さんがあったということですね。

萩原委員

そういうことですね。

安藤委員

どの辺の県の業者さんですか。

萩原委員

ちょっと、そこまでは。

安藤委員

同じ業者さんでも、今はもう種がないということですね。

萩原委員

そういうことですね。

安藤委員

そうすると、3年度についても、この目標どおり放流するのはなかなか難しいということになるんですかね。

萩原委員

そうです。この状況が続けば難しいということになりますけども。

安藤委員

手長エビを漁業権にしているところ、他の県の例をよく知らないんですけど、どこの県でも手長えびを漁業権にしている漁協さんはもうみんな同じようなことになっているんですかね。

萩原委員

そう思いますけどね。

安藤委員 荷が入らなければ、どうしようもないですからね。

萩原委員 荷も20キロということで少ないです。体長も何年か前はかなり大きかったのですが、それも段々3センチぐらいの大きさに変わってきましたね。最終は確か3センチぐらいです、大きさが。だからそういう意味でも、種がが減ってきているということなんではないかなっていうふうに思います。

安藤委員 心配なのはこの経過を年次毎に見ていくと、間もなく漁業権の切り換えの時期になるということで、その時の漁場計画にも影響してくる話なのかなという気がしたので。その荷の先の当てがあるのか、ないのかというあたりが結構響いてくるのかなという気がするので、もし手に入るなら、何とかして、毎年多少でも放流されているととても良いなと思うんですけどね。以上です。

議長 他に何かございませんか。

特にないようでしたら、令和2年度の増殖実績を了承して、令和3年度の目標増殖量について、案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

議長 そのように決定いたします。

では、続いて湯河原観光漁協の内共第6号の増殖実績と目標増殖量についてを議題としますので、御質問、御意見がありましたらお願いします。

安藤委員 先ほどの、内共第2号も一緒だったんですね。萩原委員、内共第2号の神ノ川はもう完全に行けなくなっているんですか。

萩原委員 丹沢山系でございまして、沢に入る林道が崩壊してしまいました。津久井地区あるいは大山に近い方の放流の進入路ですね、そういう部分のほとんど斜面が崩壊しまして、道路に土砂が溜まってしまったわけです。ですから入っていけないという状況でございます。これについては、令和3年度、本年度に繰り越して、同量を放流すると。進入路が完全に放流できるような状態になれば、そういうことで考えています。

安藤委員 そうすると神ノ川は確か合流点のあたりまで、ずっとマス釣り場が昔からあったように思うのですが、そこも営業できないような状況ですか。

萩原委員 現在は営業しているようです。ただ、被害は完全復旧という形にはいってないと思います。

安藤委員 そうすると、そのマス釣り場あたりまでは何とか行けるようにはなったということですかね。

萩原委員 はい。

安藤委員 放流はその上流、もっと上ですか  
萩原委員 はい。  
安藤委員 分かりました。  
議長 他に何かございますか。  
他にないようでしたら、湯河原観光漁協の内共第6号の令和2年度の増殖実績を了承して、令和3年度の目標増殖量を原案のとおり決定するという  
ことでよろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)  
議長 ではそのように決定をして、同時に7ページの案にありますように、目標増殖量は先ほど決定していただいたものを公報掲載するという  
ことでよろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)  
議長 では、そのように決定いたします。  
では続きまして、協議事項(2)の「多摩川におけるしじみ採捕の承認に  
ついて」を議題といたします。何か補足がありますか。  
何か御意見等、ございますでしょうか。

津谷委員 この多摩川河口部環境生物生息調査は何年間か行うものなんですか、続け  
て。

角田代理 昨年度から行っていますけれども、実績報告をもらった時に様子を聞いて  
みたところ、昨年大きな台風が来たので、なかなか思うような調査ができな  
かった関係で今年もお願いすることになるというような話を聞いております  
ので、今年、うまくいけば終わるのかなと思われま。

議長 他に何かございますか。  
安藤委員 すいません、事務局説明資料の3ページの真ん中あたりなんですけど、調  
査方法等というところがあって、5行ほどで調査方法等を説明しているん  
ですが、ちょっと申し訳ないんですけど、この5行を分かりやすく説明して  
いただけますか。

事) 角田代理 この説明資料と12ページの資料を併せてご覧ください。  
大きく分けて、調査の手法は2種類あります。①は、調査区域内に36点  
ポイントありまして、そこを7月と11月の2回、この36地点を掘って、そ  
こからしじみを採取して調査をするという方法と、②の投入箇所というのは  
12ページの表3の右側になりますが、定点移動調査ということで、年に2  
回、5月から6月の時期と10月から11月の2回に分けて、具体的には大和  
しじみを宍道湖から持ってきて、ここに放流するそうです。その後、1か月

後、2か月後、3か月後ということで、投入後1か月毎に定期的に6回のモニタリングをして、その投入したしじみがどう動いたのかというようなことを調査するという2種類の調査をするということを聞いております。

投入してしばらく動きを見る関係があるので、去年は台風が来たため、しじみが流されてしまい、なかなか良い調査ができなかったというようなことを業者が言っておりました。主な内容は以上です。

安藤委員                   そうすると、よそからしじみをかなりの量を持ってきて実際にばら撒くんですね。

事) 角田代理               そうです。時間が経つと移動するので、その移動した様子をモニタリングするということだそうです。

安藤委員                   このしじみと、あと漁業権の内容と特別採捕の関係になってくるんですけど、一般のいわゆる遊漁者はこのばら撒いたしじみは採れるんでしょうか。採ることは禁止されているのですかね。

事) 角田代理               ちょっと採り方もありますけども、徒手採捕や小さい熊手で採る分にはできます。

安藤委員                   じゃあそこで一応そのばら撒いたやつは採ることは可能っていうことですか、分かりました。

ちょっと改めてなんですけど、採捕の承認と水産課から出る特別採捕の許可の内容は、それぞれどういうことでしたっけ。

何回か前にちょっと説明受けたかと思うんですけどちょっとうる覚えで、特採の内容はこれを解除して、この採捕承認については、ここを解除するっていうのをちょっと説明していただけるとありがたいんですけど。

水) 小川G L               特別採捕につきましては、遊漁者等の漁具漁法の制限をおそらく除外していたと思います。通常、漁業調整規則によりまして、研究機関以外がやっていいものは遊漁者等の漁具漁法の制限というものがかかっておりまして、一般的に、例えば徒手採捕ですね、素手で採る、それから竿釣りですとかあとはたも網とか、そういう要は簡易なものについては遊漁者は使えます。研究機関はそれ以外も使えますが、遊漁者等はそれしか使えないということになっています。

今回の採捕行為自体を行うのはコンサルの会社なので、コンサルの会社というのは民間の企業ですから、これも遊漁者等の漁具漁法の制限がかかりますので、例えば採泥器、これは水産生物を採る方法としては遊漁者には許されるものではありませんので、この部分について適用除外をかけるというのが特別採捕の内容となっているはずで、その考え方でやっていると思いま



ではそのように決定させていただき、続きまして、協議事項(3)の「多摩川におけるしじみ採捕の結果報告と同採捕の承認について」を議題といたします。

事前資料の配付後に取り扱いすることになった議題でありますので、関係資料につきましては、本日机上に配付されております資料2-2になりますので、事務局から説明をお願いします。

事) 高安主査  
議長

【資料2-2に基づき説明】

ただいま事務局から説明がありましたが、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは特にないということですので、昨年の承認に対する結果の報告を了承して、新たな申請については、7ページのとおり案で承認をすることによって決定してよろしゅうございますか。

委員一同  
議長

(了 承)

では、そのように決定いたします。

では続きまして、報告事項(1)の「令和3年のアユの遡上状況について」を議題といたします。何か補足はありますでしょうか。

補足はないということで、資料3-1、2について、何か御質問、御意見ありますでしょうか。

安藤委員  
議長  
篠本委員

もしよろしければ、各河川漁協から来られている委員さんから、今の状況で何か説明される内容がありましたらお聞きしたいのですが。

では、委員の方、お願いします。

酒匂川です。

実は、試し釣りというのを先般やりまして、それは今年のアユ釣りを占うという目的をもって行いました。

今年は81尾釣れました。コロナの関係で、規模を縮小しています。というのは、友釣のみに限って行いました。例年の漁法は、ドブ釣とか、コロガシ、チンチン、などいろいろあります。この時期は、虫を食べる時期だと思っていまして、友釣で追うなど、縄張りを持つようなまだ時期じゃないので、比較的毛針釣に比べたら釣果は少ないのは承知していました。81尾ということに対しては、そこそこの釣果が得られたということもあるし、大きさもそれなりに育っていたということで、酒匂川については、明るい兆しがあります。

それから、同時に遡上調査をしています。13回行ってまして、そのう

ちの11回終わり、去年、一昨年を上回った数が出ておりますので、数的にも今年は明るい兆しが見えています。

あと遡上の距離ですけれども、河口から今、松田町ぐらいですので、約15から20キロは遡上を確認しています。全体的には、今年は期待が持てそうだというところです。以上です。

議長

ありがとうございます。他に何かありますか。

萩原委員

相模川でございますけれども、相模川水系で同じように5月22日に試し釣りを実施いたしました。これは報道機関の方で発表しておりました。

この中で、座架依橋から下流の区間がコロガシ区間になっております。下流部になるわけですけど、このエリアでコロガシでやった釣果というのは非常に大きさも大きいし、良かったという報告を受けています。

中流部、相模川第一のエリアでございますが、これは昨年度、神奈川県の方で、台風19号に対します河川の崩壊がかなりございまして、これの護岸工事等をかなりの延長で実施しております。その時に下流の方から土砂を運んで、護岸を暫定的に復旧したような工事をされました。そういう状況で、河川が非常に荒れてしまっています。この区間については、一般的な考え方でいきますと、3年ぐらいは石に藻が付かないだろうと。ですから、遡上してもそこにはアユは居付かないという状況が考えられます。

それから道志川水系でございますけれども、上流部で放流したアユが友釣で釣れました。

あと、河口部でございますけれども、これもやはりコロガシで、中流部に比べて、量は少なかったんですけども、友釣で釣れています。ですから、天然遡上が下流部ではかなり遡上がよろしかったのかなと。人工産のアユも前半で放しましたけれども、その結果がちょっと試し釣りの釣果の中では伺えない部分があったように思います。以上です。

細川委員

早川河川です。

試し釣りを今月19日、雨の中をやったんですけども、釣果的には例年の3分の1ぐらいですね。水温は17.5度でした。ルアーフライ専用エリアの中でも、キャッチアンドリリース区間の中でもアユは上ってきますんで。下流部、大体、アユが行くところ、4キロから5キロぐらいの間に堰堤があるので、そこまで。釣れたのは、そのうち下流から2キロぐらいのところ。そこは天然遡上のものが多かった。その上流に人工産のアユを放流したんですけども、良い釣果が見込まれなかった。

あとは、遡上につきましては3月、4月はそれほど水が多くなかったの

で、去年並みぐらいかなと思うのですが、5月10日過ぎに雨が続きまして、ある程度上流の方まで上っていると思います。以上です。

議長

他に何か情報がありますでしょうか。

安藤委員

早川の方で芦ノ湖の水を常時わずかでもいいからって、昔からある話ですが、この辺は静岡の水利権というのは今も全く変わらないんですよ。同じですよ。

細川委員

変わらない。ただ、土木さんとか、その要は常時流れてないですから、ただ、それが大雨の時に限っては、芦ノ湖が満水になっちゃうといけないからということで早川に出すだけなんで。そこを常時出してくれないかということとを今、検討しているところです。

安藤委員

一般的な堰だと、責任放流量っていうか、これだけは最低流さなければいけないという量が決まっていますけど、ここの早川の水門の場合はそれもないのですかね。

細川委員

私も強く義務放流量というか慣行放流というのがあるんじゃないのと土木に言うと、適当にはぐらかされちゃって。なんでぴしっと止まっちゃっているの、維持流量は保てていないんじゃないのと言っても、そうそう適当にごまかされてしまう。常時、それは言ってます。

萩原委員

今の話の中で下流部、田んぼをやっているようなところで、そこで水利権というのは持ってないのですか。

細川委員

今、下流部、田んぼ、畑っていうのは、ほぼほぼないです。ただ、その水利権その今強いのが農業です。田んぼとか、農業用水というのが強いですから、小田原用水というのがありまして、それが小田原城址公園のところの水が流れているのはまた別の川なんですけども。あとは、一山、トンネルを掘って、小田原市役所の方まで水を早川の水を引っ張っています。そこは潤らすことができないので。農業用水は何しろ一番強いですから、水がなくなっても、農業用水には入るようにはなっています。

萩原委員

その堰というか、給水堰にも慣行水利権というのはないのですか。この量は守ってくださいという。

細川委員

それは、農業用水に対してはないんじゃないですかね。

萩原委員

うちの方は全部堰には量が決まっていますね。分かりました。

篠本委員

そういう意味では酒匂川でも維持流量というのは決まっています、いわゆる人間でいう文化的な最低限の生活ができるという量は必要だよということで、酒匂川は主たる魚はアユなんで、アユが最低限この量が流れていないと生活できないというところの量は決まっています。それは東京電力がずっと

と水系をピンポイント的に測って、常時最低限この量はカバーするようにと  
いうことで決まっています。

ところが、山へ行くと、溪流層はなかなかその辺がはっきりしてなくて、  
だから、瀬切れとか涸れちゃう沢が結構出てくるのですよ。

細川委員

東電とはいろいろ話をして、維持流量は必要ではないのかというようなこ  
とを言っているんですけども、もともとの水が少ないから、なかなか出すま  
では行かないぐらいのことを言われちゃうんです。それじゃいけないと思  
うのですけれども、やっぱり東電とか、大きい工事で水を回すということと  
なると、県の職員は二の足を踏んじゃうのかなっていう気がします。

議長

他に何かございますか。

それではアユの遡上についての報告は了承ということでよろしゅうござい  
ますか。

委員一同

(了 承)

議長

続きまして、その他のその他になりますが、前回の委員会の質疑に関しま  
して水産課から説明をしたいと申し出がありますので、机上に水産課の資料  
が配付されております。説明をお願いいたします

水) 中川技師

「第4回内水面漁場管理委員会における質問に対する回答」ということで  
資料を用意しております。

まず一つ目は、リールやルアーを使用したアユ釣りを禁止するというルー  
ルは、県内で初めてかという御質問の回答といたしまして、県内には相模川  
漁業協同組合連合会の内共第1号、2号で、漁場区間の中でアユの毛針釣、  
並びにルアー釣が可能な区間を別途設定しているということでございます。

また、多摩川漁業協同組合並びに川崎河川漁業協同組合の内共第12号で  
はリールを使用するアユのコログシ釣りが禁止されております。

次に二つ目ですが、他県の遊漁規則でリールやルアーを使ったアユ釣りを  
禁止している例はあるかという御質問については、隣県の遊漁規則を確認し  
たところ、いくつか事例がございましたので御紹介いたします。

まず、静岡県の子野川漁業協同組合です。2ページに記載のとおり遊漁規  
則の中で、漁具漁法の制限として、友釣がリール禁止、かつこ書きで疑似お  
とり禁止ということが記載されております。

また、3ページの安部藁科川漁業協同組合では、友釣、毛針を使った疑似  
おとり、リールの禁止と明記がされております。そして、4ページの天竜川  
漁業協同組合では、アユの友釣で疑似おとりの禁止、リール禁止、ゴロ引き  
でリール禁止というふうに明記されております。

最後に参考ですが、5ページに前回少しお話に上がりました近県の遊漁料、特に現場券の話が出たのですが、こちらについてまとめましたので御参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

滝口事務局長

引き続き、資料にはございませんが、前回委員会におきまして、水産課から令和3年度の主要施策等について御説明いたしました。その際、津谷委員から大規模外洋養殖事業導入検討について、いわゆる外資規制はあるのかというお尋ねがございました。このことについて、お答えいたします。

結論から申し上げますと、日本の法令により設立された会社であれば、日本の水域において養殖を含む漁業を行うことができます。外資比率による制限はございません。

なお、外国人漁業の規制に関する法律によりまして、日本の国籍を有しない者、それから外国、外国の公共団体及び外国法に基づいて設立された法人については、日本の水域では漁業を行うことが禁止されております。

私からの説明は以上でございます。

議長

以上、前回委員会の宿題について御回答がありましたが、何か御質問がありましたらお願いいたします。

津谷委員

ありがとうございます。よく分かりました。

議長

よろしいですか。

では、前回の宿題の件は了承されたということで、以上で議題は終わりましたが、委員の皆様方で何か御質問、御発言があれば、よろしゅうございますか。

水産課、事務局、何かありますか。

何も無いということですので、本日の委員会はこれで閉会といたします。